

第2章
計画各論

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

施策1 母と子の心と体の健康づくり

これまでの取組と成果

- ◆ 全区に母子保健訪問嘱託員を配置して母子保健訪問指導や新生児全戸訪問を充実させるとともに、全区に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を強化しました。
- ◆ 産後サポート事業を実施し、産後早期の母子に対する心身のケアや育児サポートに取り組むとともに、新生児を対象とした聴覚検査の公費負担を実施し、母親と子どもの心と体の健康づくりを推進しました。
- ◆ 子どもを望む夫婦に対する不妊治療費の助成を実施するとともに、不妊カウンセラーや医師が不妊の相談に応じる不妊専門相談センターを開設し、不妊に悩む人への支援と相談体制を強化しました。

現状と課題

- ◆ 子育てへの不安や負担を感じる保護者の割合が増加しています。安心して子どもを生み育てるためには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要であり、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親への支援を行う必要があります。
- ◆ 産後早期の母親等に対して心身のケアや育児等の支援を行う事業の利用者が増加しており、産後早期における支援ニーズの高さがうかがわれます。
- ◆ 児童相談所における児童虐待対応件数の約5割が乳幼児期であるなど、児童虐待防止に向けても、乳幼児を持つ保護者に対する支援は重要です。

施策の方向性

- ◆ 母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。
- ◆ 不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

(1) 妊産婦に対する産前・産後支援の充実

① 子育て世代包括支援センターを中心とした妊産婦に対する支援の充実

- 母子健康手帳交付の際に、助産師等の専門職がすべての妊婦と面談を行うとともに、妊娠期から支援が必要な方について、産科医療機関と連携した支援を行います。
- 出産後、母体の回復状況や精神状態等の把握を行う産婦健康診査を実施します。

- 必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、助産師等が生後3か月ごろまでにすべての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。
- 乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問や子ども家庭支援員の派遣を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

②情報提供の充実

- 子育て世代包括支援センターにおける母子健康手帳や副読本の交付等により、妊婦や乳幼児の保護者に、乳幼児の発達段階に応じた育児・健康に関する情報を提供します。
- ホームページやメールマガジンなどを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、マタニティスクールや新生児訪問、乳幼児健康診査など、さまざまな機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。
- 妊婦や乳幼児の保護者を対象に、子どもの食生活、早寝早起きなどの基本的な生活習慣や、家庭内などでの事故の予防と安全対策、応急手当などについて、情報提供や啓発を行います。テレビやスマートフォンなどのメディアの影響について、乳幼児健康診査や保育所・幼稚園の懇談会などの機会を捉え、保護者への啓発に取り組みます。

(2) 健康づくりと小児医療の推進

- 妊婦と胎児の健康管理の充実・向上、疾病や異常の早期発見や予防などのため、医療機関などで行う妊婦健康診査の費用を助成します。
- すべての赤ちゃんを対象に、新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担し、生まれつきの難聴の早期発見・早期療育につなげます。
- 乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- 感染症を予防するため、ワクチンの接種効果や副反応などについて十分な説明を行いながら、予防接種を推進します。
- 保育所や幼稚園において、園児、児童生徒への健康教育や給食の提供などを通して、健康についての自己管理能力を高めるとともに、健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。
- 福岡市立こども病院において高度小児医療、小児救急医療、周産期医療を提供します。
- 子どもの救急医療に関する広報・啓発をより積極的に行うとともに、急患診療センターで診療に従事する医師の確保を図るなど、小児救急医療体制の充実に取り組みます。
- 未熟児、小児慢性特定疾病児童などを持つ親に対し、医療費の支援と併せて、適切な情報提供を行います。また、身近な地域において、慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の充実に取り組みます。

(3) 食育の推進

- 乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期です。「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」に取り組みます。
- 食品の安全性の確保に努めるとともに、食生活に関する情報発信や調査研究の充実に取り組みます。

(4) 不妊・不育に関する相談支援

- 子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊専門相談センター等での相談・支援や不妊治療費への助成を行うとともに、不育症の検査費及び治療費への助成を実施し、不妊・不育に悩む夫婦が出産に至るよう支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関にて健康診査を実施
妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯と口の健康、及び、赤ちゃんの健やかな成長のため、委託歯科医療機関にて妊婦を対象とした歯科健康診査を実施
乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導を実施。また、10か月児を対象に委託医療機関による健康診査を実施し、乳幼児の健康管理の向上を図る
乳幼児歯科健康診査	保育所及び幼稚園に通園する乳幼児の歯科疾患の早期発見・治療の指導を行うため、委託歯科医療機関が保育所・幼稚園にて歯科健康診査を実施
障がい児歯科健康診査	障がい児の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、委託歯科医療機関にて歯科健康診査を実施
子育て世代包括支援センター	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、区保健福祉センターに子育て世代包括支援センターを設置し、新たに母子保健相談員を配置するとともに、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う
産婦健康診査	産後間もない母親に対する健康診査を実施し、関係機関と連携して母子への早期支援を実施
母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児に関する不安や悩みを解消するとともに、子どもの健全育成を図るため、公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談を実施し、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育を実施
母子保健訪問指導	妊産婦・新生児・未熟児等に対して、母子訪問指導員や校区担当保健師などによる訪問指導を実施

産後サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 生後4か月未満の乳児と産後、家族からの支援を十分に得られない母を対象に委託事業所に宿泊又は通所させ、母体・乳児ケア、カウンセリング等の心身のケア等を行う 産後ヘルパー事業 生後6か月未満の乳児と産後、家族からの支援を十分に得られない保護者を対象に、委託事業所がヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行う
こんにちは赤ちゃん訪問事業（施策3再掲）	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
母親の心の健康支援事業	妊産婦や新生児に対する母子保健訪問指導において、身体の状況、母親の心の健康状態の把握に努め、継続的な支援が必要な場合には、助産師及び保健師による継続訪問を行い、育児不安が強い場合は「子ども家庭支援員」を派遣し、支援を実施
ブックスタート事業	4か月児健診時に絵本を配布し、ボランティアによる絵本の読み聞かせなどを通じて、親子が相互に語りかけることの大切さ、楽しさを伝え、よりよい親子関係を築いてもらうとともに読書活動を促進
新生児聴覚検査事業	先天性難聴を早期に発見し、早期に療育につなげるため、すべての子どもを対象に新生児聴覚検査費用への公費負担を実施
未熟児養育医療	身体の発達が未熟（2,000g以下）なまま生まれ、治療を要する乳児に対し、医療費を助成
小児慢性特定疾病児童に対する支援（医療費助成・自立支援事業）	18歳未満の児童が、特定の慢性の病気にかかった場合、自己負担分の医療費の一部を公費で負担（20歳未満まで継続可）
食育推進	「第3次福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市的な食育の推進及び普及啓発を図る
各区における食育推進事業	母子巡回健康相談や子育てサロン、乳幼児ふれあい学級の場などを活用し、乳幼児や学童の食育を推進
保育所での食育の推進	保育所保育指針に基づき、保育所の特性を生かした食育が推進されるよう、給食献立の提供や実地監査等を通じた支援を実施
特定不妊治療費助成	子どもを望む夫婦に対し、高額な医療費がかかる保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成 また、不妊に関する悩みについて助産師などによる個別相談（予約制）を実施
一般不妊治療費助成	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、若い世代からの不妊治療を支援するため、保険診療の対象とならない一般不妊治療（人工授精）の費用の一部を助成
不育症検査費・治療費助成事業	妊娠しても流産・死産を繰り返す「不育症」について、検査費及び治療費への助成を実施することにより、不育に悩む夫婦が、不育症のリスク因子を知って不安解消につなげるとともに、リスク因子に応じた治療を行い、出産に至るよう支援を実施
不妊専門相談センター	不妊カウンセラーや医師が不妊に関する専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を実施

施策2 幼児教育・保育の充実

これまでの取組と成果

- ◆保育需要の増加に対応するため、保育所等の新設や増改築、小規模保育事業の認可を実施したほか、企業主導型保育事業を促進するなど、多様な手法により保育所等の整備を進めた結果、待機児童の数は減少傾向にあります。
- ◆様々な就労形態に対応する夜間保育や延長保育、病児・病後児デイケア事業、一時預かり事業など、多様な保育サービスを実施しました。
- ◆医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。
- ◆保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、潜在保育士等の就職支援などを実施するとともに、就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援などに取り組みました。

現状と課題

- ◆女性就業者数の増加に伴って共働き家庭が増加していることなどから、今後も、保育を必要とする子どもは増加すると考えられます。地域におけるニーズを考慮し、きめ細かに対応していくことが必要です。
- ◆保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育や休日保育などの保育サービスの一層の充実が必要であり、また、保護者が安心して働けるよう、病児・病後児デイケアなどの拡充が求められています。

施策の方向性

- ◆質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。
- ◆共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。

(1) 教育・保育の提供体制の確保

- 教育・保育のニーズに的確に対応するため、福岡市こども・子育て審議会「教育・保育施設等認可・確認専門部会」の意見も踏まえながら、保育所、幼稚園、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。
- 企業主導型保育事業や幼稚園における2歳児受入れの促進など多様な手法により、保育の受け皿を確保します。

(2) 保育士の人材確保

- 保育士を安定的に確保するため、「保育士・保育所支援センター」における就職あっせんや保育士就職支援研修会などを実施するとともに、ハローワークなどとも連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。また、指定保育士養成施設などにおける学生への就職支援・相談会などを実施します。

- 就職準備金や保育料の貸付、家賃助成、奨学金返済の支援、保育支援員の配置費用の助成などに取り組みます。

(3) 多様な保育サービスの充実

- 保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日や夜間の保育、病児・病後児デイケア、一時預かり事業（施策3再掲）、子どもショートステイ（施策11再掲）など、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。
- 子育て家庭のニーズが高い子どもショートステイについて、乳児院や児童養護施設に加え、身近な地域での受け入れ先として里親等を活用するなど、受け入れが必要な人数の見込みに応じた利用枠の確保を計画的に進めるとともに、子ども家庭支援センター等による受け入れ先のマッチングを行うなど、育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防に取り組みます。（施策11再掲）

(4) 障がい児保育等の推進

- 社会情勢の変化や障がい児保育ニーズの高まり等に対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対して保育サービスを提供するなど、障がい児保育を推進します。

(5) 教育・保育の質の向上

- 保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。
- 教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、保育現場のニーズを踏まえた効果的な研修の実施方法を検討するなど、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。
- 認可外保育施設については、保育の内容や子どもの健康、安全・衛生面の充実を促進します。

(6) 教育・保育における連携推進

- 保育所や幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
保育所等整備の推進	地域の保育需要に応じ、多様な手法により保育所等の整備に取り組む
企業主導型保育促進事業	企業主導型保育事業の実施を検討している企業を支援するとともに、企業主導型保育施設と幼稚園との連携を支援
幼稚園2歳児受入れ促進事業	幼稚園において2歳児の保育を実施することにより、保育の受け皿の拡大を図る
保育体制強化事業	保育所等に保育の周辺業務を行う保育支援員の配置費用を助成し、園外活動中の児童の安全確保と保育士の負担軽減を図る
保育士の人材確保事業	保育士不足が深刻な中で、国から保育人材確保のための取組の推進等として打ち出された「未就学児を持つ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業」及び「潜在保育士の再就職支援事業」を活用して保育所の勤務環境の改善を図るとともに、潜在保育士の掘り起し・確保の強化を図る
保育士就職支援事業	保育士・保育所支援センターでの就職あっせんや、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援、相談会などを実施
保育士就労継続支援事業	保育士不足が深刻な中で、保育士確保と併せて、就労継続を支援するため、産業カウンセラー及び社会保険労務士による相談窓口を設置し、現役保育士の就労関係等の悩みに対応することで就労支援を図る
保育士奨学金返済支援事業補助金	市内保育所に勤務する正規保育士のうち、奨学金を返済する保育士に対して、返済額の一部助成を実施することで、就職促進及び離職防止を図るもの
保育士家賃助成事業補助金	市内保育所に勤務する正規保育士に対して月1万円を上限に家賃助成を実施することで、就職促進及び離職防止を図る
私立幼稚園運営費補助金	私立幼稚園に対し、運営費等の助成を行うとともに、保育所並みの預かり保育等を実施する園に対し、家賃助成、奨学金返済の支援を実施
子育て支援員等研修事業	地域型保育事業等の従事者として必要な知識等を修得し、子育て支援員として家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等で働く人材を確保
延長保育（時間外保育事業）	保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育を実施
休日や夜間の保育	就労形態の多様化に伴い、保護者が日曜・祝日や夜間などに就労することにより、休日や夜間において保育が必要な場合の保育需要に対応する保育を実施
病児・病後児デイケア事業	保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合に、病児デイケアルームで一時預かりを実施
一時預かり事業（施策3再掲）	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かることで、保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
子どもショートステイ（子育て短期支援事業）（施策11再掲）	保護者が病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、児童養護施設などで短期間の預かりを実施
障がい児保育	保育施設等において発達の遅れや心身に障がい有する子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修を実施

医療的ケア児保育	すべての公立保育所で医療的ケア児の保育を実施するとともに、受入れを行う民間保育所等に看護師の雇用費を助成するほか、看護師を幼稚園等へ派遣する場合の費用助成を実施
保育所職員等研修事業	保育の質の向上を図るため、保育内容や保健衛生、給食等の保育に必要な専門的知識や技術を取得できるよう、新人や中堅、ベテランに区分した保育士研修、園長研修、各区別研修等を実施
保育所等における人権教育・保育の推進	保育所等を対象に人権教育・保育を推進するための研修を実施

施策3 身近な地域における子育て支援の充実

これまでの取組と成果

- ◆地域全体で子どもを見守り育む活動の一環として、民生委員・児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て情報を提供する、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施するとともに、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業や、地域の見守りのもとで乳幼児の親子が気軽に集える子育て交流サロンの支援などを実施し、事業の充実に取り組みました。
- ◆各区配置の子育て支援コンシェルジュを増員し、身近な場所に出向いての出張相談を実施するなど寄り添い型支援の充実を図りました。

現状と課題

- ◆都市化の進展や核家族化などを背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えています。
- ◆子育て家庭における子育てに対する不安や負担を解消するため、子どもプラザ、子育て交流サロン、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。
- ◆子どもや子育て支援に関して、市民がアクセスしやすく、分かりやすい情報の提供に取り組みます。

(1) 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

- 公民館や老人いこいの家など地域の施設を活用し、より身近な場所での遊びや交流、子育て支援活動の場の充実に取り組みます。
- 地域のボランティアの見守りの下、乳幼児の親子が気軽に訪れ自由に過ごせる「子育て交流サロン」の開設や運営を支援します。また、子育てサークルの結成や活動の支援を行います。
- 乳幼児の親子がいつでも利用できる常設の遊び場である「子どもプラザ」について、増設を検討するとともに、一時預かり事業、子育て相談機能の充実に取り組みます。
- 区役所（保健福祉センター）や子どもプラザなどにおいて、子どもや家庭に関する相談事業やしつけに関する教室・講座を実施するなど、家庭の子育て力の向上に向けた取組みを推進します。

- 子育て支援コンシェルジュが子育ての相談に応じるとともに、ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。
- (2) 乳幼児親子を支える人材の育成とネットワークづくり
- 子育て交流サロンに関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、さまざまな人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。
 - ファミリー・サポート・センター事業を通じ、地域における子育ての相互援助活動を推進します。
 - 民生委員・児童委員による子育て家庭への訪問活動や情報提供などを行います。
- (3) 身近で利用しやすい一時預かりの充実
- 乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、乳幼児を一時的に預かる事業の充実に取り組みます。
- (4) 子育て支援サービスの情報提供と利便性向上
- 「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。
 - AIなど新たな情報技術を活用し、市民一人ひとりのニーズに沿った新たな問い合わせサービスの提供に取り組みます。

【主な事業】

事業名	事業概要
子どもプラザ（地域子育て支援拠点事業）	乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる遊び場を常設し、子育て活動を支援する拠点として「子どもプラザ」を設置し、地域で孤立しがちな乳幼児の親の子育ての不安の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりを推進
子育て教室	子どもへの関わり方で悩んでいる親を対象に、子どもの発達に応じた関わり方や遊び方を学べる教室を開催
子育て支援コンシェルジュ（利用者支援事業）	各区に福岡市子育て支援コンシェルジュを配置し、保護者に対して、個々のニーズに合った教育・保育サービスなどについての情報提供や相談を実施
地域ぐるみの子育てネットワークづくり	子育て交流サロン・サークルへの訪問、支援を行うとともに、地域における子育て支援活動を支援し、連携を図る。また、区内の小学校、保育所などのほか、主任児童委員や民生委員との情報交換を実施
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域において、育児を援助したい人と援助を受けたい人の会員組織をつくり、会員同士が助け合う相互援助活動を推進
こんにちは赤ちゃん訪問事業	民生委員・児童委員が、赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、地域の子育て支援の情報提供などを実施
地域子育て交流支援事業	地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりに取り組むとともに、地域の見守りのもと子育て中の親子が気軽に集い交流する「子育て交流サロン」を自主運営する子育てサポーターの養成並びに育成を行うなど、「子育て交流サロン」の開設・運営を支援
子育て交流サロン・サークルリーダー養成講座	子育て交流サロン・サークルのリーダーの研修会や交流会を通して、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを推進
一時預かり事業	保護者が冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど必要な時に、乳幼児を一時的に預かることで、保護者の子育てに関する不安感・負担感を軽減し、虐待防止と児童の健全育成を推進
子ども情報提供	ホームページ「ふくおか・子ども情報」の管理・運営や、「ふくおか子育て情報ガイド」の発行など、子どもに関する行政や民間の様々な情報を広く市民に提供
各区子育て情報マップ	各区の子育て情報マップを作成・配布
転入世帯への子育て情報提供	転入時などに区の子育てに関する情報を提供するとともに、必要に応じて各相談窓口などを紹介
園庭開放、園行事の地域開放など	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域のために活用していくことを目的とし、地域の子ども、子育て家庭、高齢者との交流を支援

施策4 障がい児の支援（乳幼児期）

これまでの取組と成果

- ◆療育センター等における新規受診児数の増加に対応し、相談対応・診断・療育を実施するとともに、新生児を対象とした聴覚検査の公費負担を実施し、障がい児の早期発見と早期支援に取り組みました。
- ◆通園療育ニーズの増加に対応するため、児童発達支援センターを、平成27年度と31年度にそれぞれ1か所設置しました。また、保育所・幼稚園に通う障がい児の専門的な療育の場として、平成28年度に児童発達支援センターの分園を4か所開設しました。
- ◆医療的ケアが必要な児童を保育所で受け入れるモデル事業に取り組みました。（施策2再掲）

現状と課題

- ◆療育センター等における新規受診児数が引き続き増加しており、特に発達障がい児の新規受診や相談の増加が顕著であることから、相談・診断・療育機能について早急に充実を図る必要があります。
- ◆障がい児の保護者に行った調査（平成28年度福岡市障がい児・者等実態調査）では、障がいの診断・判定を受けた頃の苦労、悩み、不安として、「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」が最も多く、次いで「身近に相談できる相手がいなかった」「保健所や福祉事務所、専門機関でもっと指導してほしい」などとなり、障がいのある子どもをもつ保護者のニーズに対応した相談支援や情報提供が求められています。

施策の方向性

- ◆障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実に取り組みます。
- ◆発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。

(1) 早期発見・早期支援

- 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に取り組みます。
- 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組みます。

(2) 療育・支援体制の充実強化

- 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、児童発達支援などの支援体制を充実強化します。
- 療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、南部地域の相談・診断・療育機能の強化について検討を行います。
- 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。

(3) 発達障がい児の支援

- 発達障がい者支援センターを中心に、各関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組みます。
- 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育て交流サロン等へのペアレントメンターの派遣など、保護者支援に取り組みます。
- 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。

(4) 障がい児保育等の推進（施策2再掲）

- 社会情勢の変化や障がい児保育ニーズの高まり等に対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対して保育サービスを提供するなど、障がい児保育を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
障がい児の専門機関などの連携による早期発見・早期対応	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
障がい児施設による通園療育	就学前の知的障がい児・肢体不自由児を通園させ、訓練・保育などの療育を実施
療育センター等	乳幼児が、健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、総合的機関である心身障がい福祉センターや（東部・西部）療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
発達障がい者支援センター	発達障がい児・者及びその家族に対し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を実施するため、その中核となる「発達障がい者支援センター」において、関係機関との連携を強化

施策5 子育てを応援する環境づくり

これまでの取組と成果

- ◆子育てを応援する“「い〜な」ふくおか・子ども週間♡”の賛同企業数を増やすなど、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組みました。
- ◆男女共に子育てを行う意識を醸成する講座やイベント、企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの実施などにより、男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」との固定概念をもたない市民の割合）は増加傾向にあります。
- ◆授乳やオムツ交換ができる「赤ちゃんの駅」の登録数を増やすとともに、子育て世帯の住み替えに対する助成、バリアフリー化された市営住宅や歩道の整備に取り組み、子育てしやすいまちづくりを推進しました。
- ◆子どもの通院及び入院にかかる医療費の助成対象年齢の拡大や、保育所等における実費徴収に対する助成を開始し、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みました。

現状と課題

- ◆女性の就業率は上昇しており、男性も女性も子育てを行っていくことが重要となっています。
- ◆子育てしやすいまちづくりに向け、子育てに関する経済的な負担の軽減が求められています。
- ◆子どもや子育て世帯などが安全・安心に外出することができるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを行っていく必要があります。

施策の方向性

- ◆市民、事業者などと共働りし、男性も女性も、子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくりに取り組みます。
- ◆安心して子どもを産み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。
- ◆子どもの安全を守るため、交通事故の防止や防犯対策などに取り組みます。
- ◆子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

(1) 男女共に子育てを行う意識の醸成

- 男女共に子育てを行う意識を高めるため、男女共同参画推進センターや子どもプラザ、公民館などにおいて講座や講演会を開催するなどの取り組みを行います。
- 学校教育においては、男女平等教育を推進するため、副読本の活用を促進するなどの取り組みを行います。
- 母子健康手帳に、産前・産後休業や育児休業などの制度に関する情報を掲載するほか、マタニティスクールなどの機会を捉えて、必要な情報提供を行います。

- 妊娠や出産、育児などで仕事を離れていた人が、再就職に必要な力を身につけ、離職していた期間の空白を克服するための講座を開催するなど、再就職の支援を行います。
- (2) 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり
- 企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や所定外労働の縮減など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組みを支援します。
 - 子育て中の人をはじめ、働く人すべてが、仕事と生活の調和が図れる職場づくりを進めるため、企業を対象とした講座を開催します。
 - 女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組みを支援します。
 - 社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。
- (3) 子育てを支援するまちづくり
- 良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の住替えに係る費用の助成など、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。
 - 子育て世帯などの住宅確保要配慮者の住宅確保に向け、住宅セーフティネット法第8条の登録住宅の供給促進に向けた取組みを進めます。
 - 市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組みを進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。
- (4) 子どもの安全を守る取組み
- 子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。
 - 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業者、小中学校、障がい児通所支援事業所等において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、日常的な安全管理に取り組みます。
 - 保育園等における児童の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。
- (5) 子育てにかかる経済的負担の軽減
- 中学校までの子どもを対象に児童手当を支給するなど、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組みます。
 - 子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。
 - 子ども施策の各種利用料等の減免を図るなど、支援を要する子どもや保護者が利用しやすいサービスの構築に取り組みます。(施策13再掲)

- 経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。(施策12再掲)
- 子ども施策の各種利用料等の算定において、未婚のひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。(施策12再掲)

【主な事業】

事業名	事業概要
男女共同参画推進センターによる啓発	男女共同参画に関する啓発の一環として、子育てに関連した講座などを実施
社会貢献優良企業優遇制度	次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い企業を認定し、契約を行う際は優先的に指名するなどの優遇制度を実施
女性活躍推進事業	企業のワーク・ライフ・バランスや、働く場における女性の活躍を推進するため、セミナー等を開催するとともに、再就職を目指す女性や、働く女性向けのスキルアップ講座等を実施
市民や企業と共働した子育て支援	“「い〜な」ふくおか・子ども週間”の普及啓発を図るとともに、「子ども参観日」を実施
子育て世帯住替え助成事業	子育てしやすい居住環境づくりの促進と、経済的な負担を緩和するとともに、既存住宅の流通促進を図るため、子育て世帯の住替えに係る初期費用の一部を助成
新婚・子育て世帯等が安心して住める市営住宅の整備	新婚・子育て世帯などが安心して子どもを生み育てることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った市営住宅の整備を推進するとともに、大規模な市営住宅の建替に際して、子育て施設などを誘導
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	子育て世帯、高齢者、障がい者等、特に住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進
道路のバリアフリー化の推進	妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進
公共交通バリアフリー化促進事業	すべての鉄道やバスなどの公共交通利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、交通事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入について、その費用の一部に補助を行い、バリアフリー化を促進
バス利用環境の改善	バスの利便性向上を図るため、バス事業者などに対し、バス停における上屋やベンチの設置を促進するとともに、道路管理者としても、「ユニバーサル都市・福岡」の実現のため、バス事業者などと役割分担を図りながら、バス停における上屋及びベンチの設置を推進
ベンチプロジェクト	「ユニバーサル都市・福岡」の実現に向け、誰もが気軽に外出しやすい環境づくりのため、官民が協力してバス停付近や地域が要望するバス路線沿い等にベンチの設置を推進
「赤ちゃんの駅」事業	乳幼児親子が外出しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の醸成を図るため、授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、各施設のシンボルマーク掲示を促進
各種交通安全教育	子どもの交通安全教育の徹底、交通安全の確保

保育体制強化事業（施策2再掲）	保育所等に保育の周辺業務を行う保育支援員の配置費用を助成し、園外活動中の児童の安全確保と保育士の負担軽減を図る
通学路の歩車分離	安全な歩行空間確保に向け、歩道整備や路側帯のカラー化などを推進
子どもの安全対策（通学路の安全確保）	登下校の安全確保や防犯意識の高揚を図るため、小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配付。また、スクールガード（学校安全ボランティア）や、地域の団体などとの連携による通学路のパトロール強化、危険個所の点検など、地域ぐるみで学校の安全を守る取組を促進
防犯出前講座	P T Aなどの地域委員、留守家庭子ども会などに対し防犯出前講座を開催
防災体験や新米パパママ応急手当講習会	福岡市民防災センターにおいて、強風、地震、火災などの体験ができる機会を提供するとともに、出産予定者や1歳未満の子どもの保護者を対象とした応急手当講習会（新米パパママ応急手当講習会）を実施
保育所・幼稚園での防災教室	市内の保育所・幼稚園の園児の防災教室を実施し、地震、津波、火災その他の災害に関する対策や対処方法などを指導
犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進事業	子どもをはじめとする市民にとって、犯罪のない安全で住みよいまちづくりを実現するため、「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例」に基づき、地域団体、事業者、関係機関などで構成する「福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進本部」を設置し、社会全体で犯罪が発生しにくい環境づくりを推進
児童手当	家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するため、子どもを養育する者に手当を支給（国内に住所を有する者が、中学校修了前（15歳）までの子どもを監護している場合に支給）
第3子優遇事業	18歳未満（18歳に達する年度末まで）の児童を3人以上養育する保護者に対し、第3番目以降の児童が小学校入学前3年間の期間にいる間の支援を実施
子ども医療費助成	子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関で受診できるよう医療費を助成（通院：小学校6年生まで、入院：中学校3年生までを対象に、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を助成。一部自己負担あり。所得制限なし。）
児童扶養手当（施策12再掲）	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がい児については20歳未満）の子どもを監護しているひとり親家庭の父または母、もしくは養育者に手当を支給
市営住宅におけるひとり親家庭や子育て世帯の優先入居（施策13再掲）	市営住宅の定期募集（抽選方式）の申し込みにあたり、ひとり親家庭や子育て世帯に対する優遇制度を実施 また、随時募集において、ひとり親家庭や子育て（乳幼児）世帯、多子世帯を申し込み要件のひとつとしている
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（施策12再掲）	母子、父子、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成（施策12再掲）	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成（一部自己負担あり。児童扶養手当に準拠した所得制限あり。）
寡婦（夫）控除のみなし適用（施策12再掲）	婚姻歴のないひとり親に対し、保育料等への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施
実費徴収に係る補足給付事業（施策13再掲）	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費について助成

◆目標1 事業目標

子ども・子育て支援法の必須項目（国の指定項目）

事業名（国事業名）		指数	現状値	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末
妊婦健康診査 （妊婦に対して健康診査を実施する事業）	見込み	対象者数 （人）	14,499 <small>(H30年度末)</small>	14,260	14,070	14,020	14,010	14,010
	確保方策	実施体制	委託医療機関で実施					
母子保健訪問指導 （乳児家庭全戸訪問事業）	見込み	対象者数 （人）	12,683 <small>(H30年度末)</small>	13,680	13,500	13,460	13,440	13,440
	確保方策	実施体制	区保健福祉センターの助産師等の専門職により実施					
延長保育事業 （時間外保育事業）	見込み	利用者数 （人）	8,660 <small>(H30年度末)</small>	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
	確保方策	（人）	8,660 <small>(H30年度末)</small>	9,530	9,750	9,930	10,170	10,400
病児・病後児デイケア 事業 （病児保育事業）	見込み	利用者数 （人日）	29,126 <small>(H30年度末)</small>	35,606	35,742	35,573	35,733	35,851
	確保方策	利用者数 （人日）	29,126 <small>(H30年度末)</small>	33,000	34,500	36,000	36,000	36,000
		実施 施設数	21 <small>(R元年度末)</small>	22	23	24	24	24
			医療機関併設型施設数					
幼稚園の預かり保育 （一時預かり事業（預かり 保育））	見込み	利用者数 （人日）	571,893 <small>(H30年度末)</small>	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
	確保方策	（人日）	884,000 <small>(H30年度末)</small>	852,000	845,000	821,000	812,000	799,000
子どもプラザ （地域子育て支援拠点事業）	見込み	利用者数 （人回/月）	12,960 <small>(H30年度末)</small>	13,600	14,200	14,800	15,400	16,000
	確保方策	箇所数	14 <small>(R元年度末)</small>	14	14	15	15	15
福岡市子育て支援コン シェルジュ （利用者支援事業基本型・ 特定型）	見込み	箇所数	7 <small>(R元年度末)</small>	7	9	11	13	14
	確保方策		7 <small>(R元年度末)</small>	7	9	11	13	14
ファミリー・サポート・ センター事業 （子育て援助活動支援事業）	見込み	定員数 （人日）	12,856 <small>(H30年度末)</small>	13,800	14,100	14,400	14,600	14,800
	確保方策	（人日）	15,560 <small>(H30年度末)</small>	16,800	17,100	17,500	17,700	18,000
一時預かり事業 （一時預かり事業（預かり 保育を除く））	見込み	定員数 （人日）	23,414 <small>(H30年度末)</small>	27,400	30,800	34,200	37,600	41,000
	確保方策	（人日）	28,733 <small>(H30年度末)</small>	30,440	30,800	34,200	37,600	41,000

※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保方策（全市の数値）

	現状値（R元年度）				R2年度				R3年度			
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み （必要利用定員総数）	19,691	39,489			18,931	40,382			18,212	41,329		
		21,614	14,781	3,094		22,292	14,783	3,307		22,998	14,911	3,420
確保方策	19,691	21,976	14,574	4,247	18,931	22,445	14,852	4,251	18,212	22,914	15,130	4,255
	R4年度				R5年度				R6年度			
	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり		
量の見込み （必要利用定員総数）	17,168	42,090			16,448	43,078			15,673	44,048		
		23,225	15,296	3,569		23,833	15,525	3,720		24,322	15,846	3,880
確保方策	17,168	23,384	15,409	4,258	16,448	23,853	15,687	4,262	15,673	24,322	15,965	4,266

※行政区を「提供区域」として設定する（46ページ[別表]参照）。

福岡市が独自に設定する項目

項目名	指数	現状値	目標値 R6年度末
休日保育	実施箇所数	7 (R元年度末)	8
安心して住める市営住宅の整備（市営住宅のバリアフリー化）	割合(%)	37 (H30年度末)	増加
生活関連経路のバリアフリー化された割合（直轄道路、臨港道路等除く）	割合(%)	87.5 (H30年度末)	98 (R2年度末)
通学路の歩車分離率	割合(%)	70.9 (H30年度末)	75 (R2年度末)

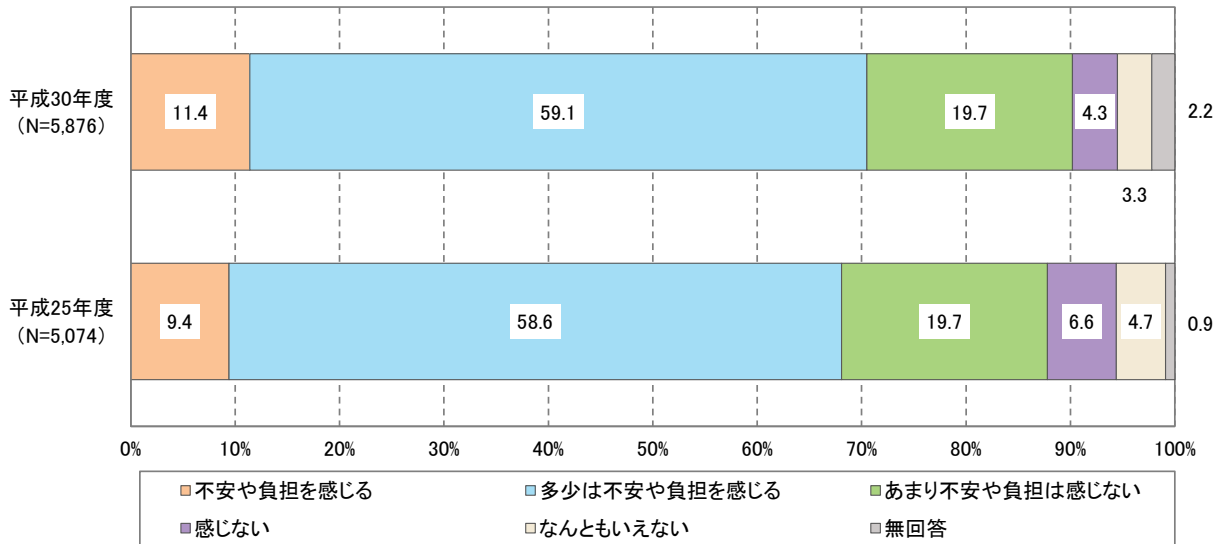
※事業の実施は、毎年度の予算編成過程で決定する。

◆目標1 成果指標

成果指標	現状値	目標値 R6 年度末
4 か月児健診時のアンケート調査の結果（母親）		
育児に心配があると答えた母親の割合	13.8% (H30 年度)	減少
育児は疲れると答えた母親の割合	21.7% (H30 年度)	減少
育児は楽しいと答えた母親の割合	92.2% (H30 年度)	増加
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	38.8% (H30 年度)	65% (R4 年度)
子育てについて気軽に相談できる人・場所がある人（乳幼児の保護者）の割合	91.4% (H30 年度)	95%
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）	男性	63.4% (H30 年度)
	女性	75.9% (H30 年度)
父親が子育てを「十分にやっている」と回答した乳幼児の保護者の割合	30.5% (H30 年度)	40%
地域の公園で子どもが安心して遊べると感じている市民の割合	66.2% (H30 年度)	75%

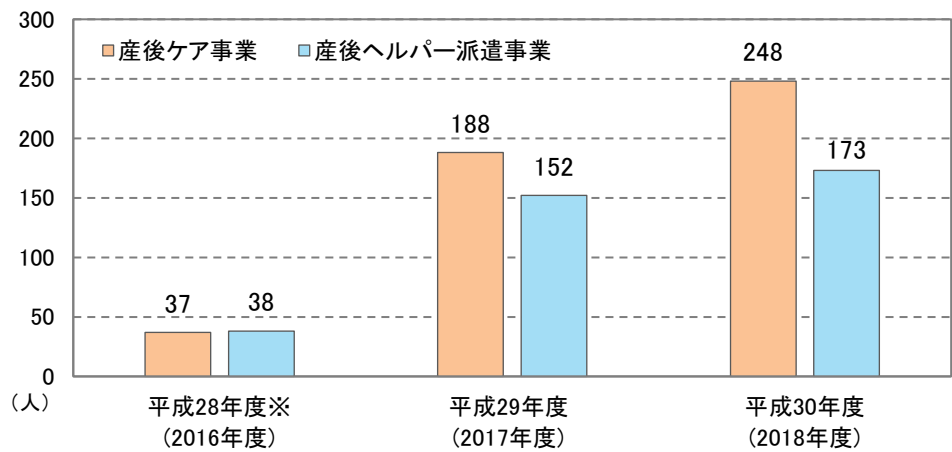
◆目標1 関連データ

子育てに対する不安や負担（乳幼児の保護者）



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

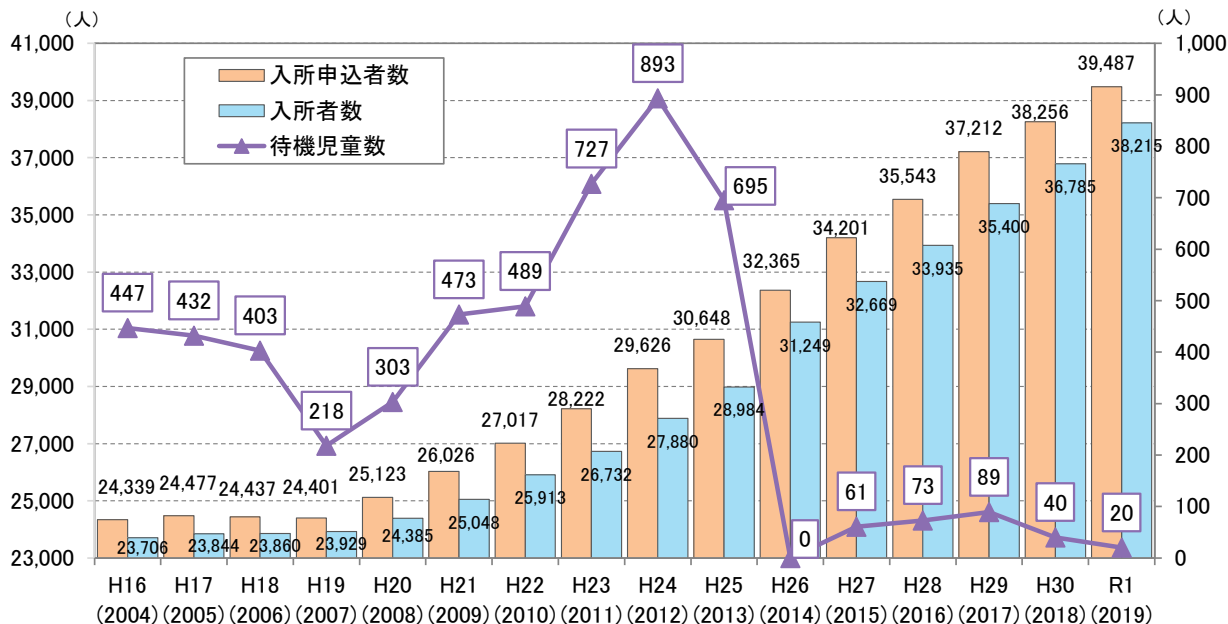
産後サポート事業の利用者数の推移（実人数）



※平成28年12月より事業開始

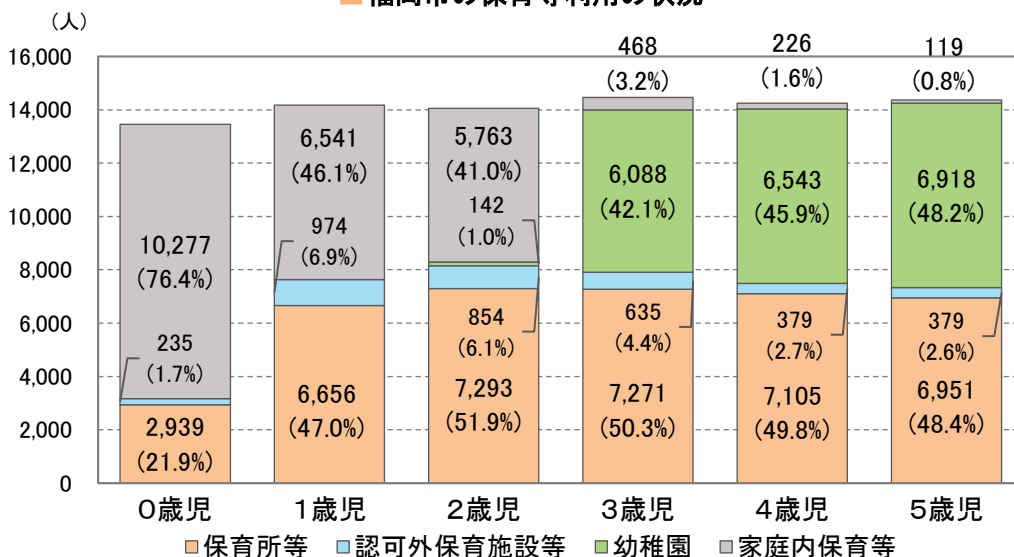
福岡市子ども未来局調べ

福岡市の保育需要の推移



福岡市こども未来局調べ

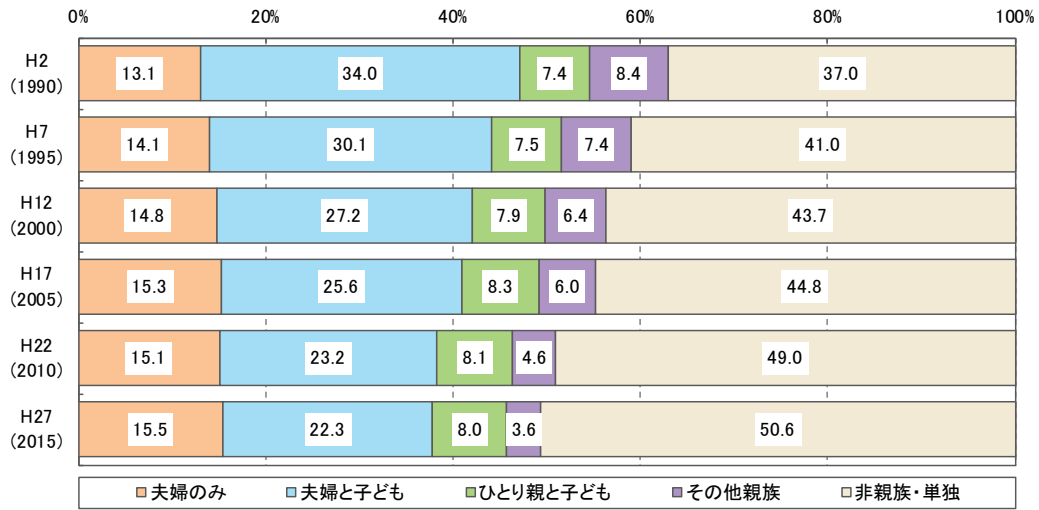
福岡市の保育等利用の状況



※保育所等及び認可外施設等は、平成31年4月1日現在
 ※幼稚園は、令和元年5月1日現在
 ※保育所等は、保育所、認定こども園(保育機能部分)、地域型保育事業の利用者
 ※幼稚園は、幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)の利用者、2歳児は「満3歳児」の利用者

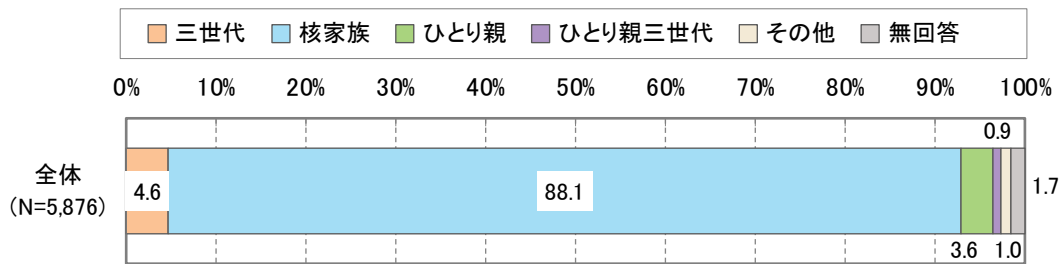
福岡市こども未来局調べ

家族類型別の一般世帯数の割合



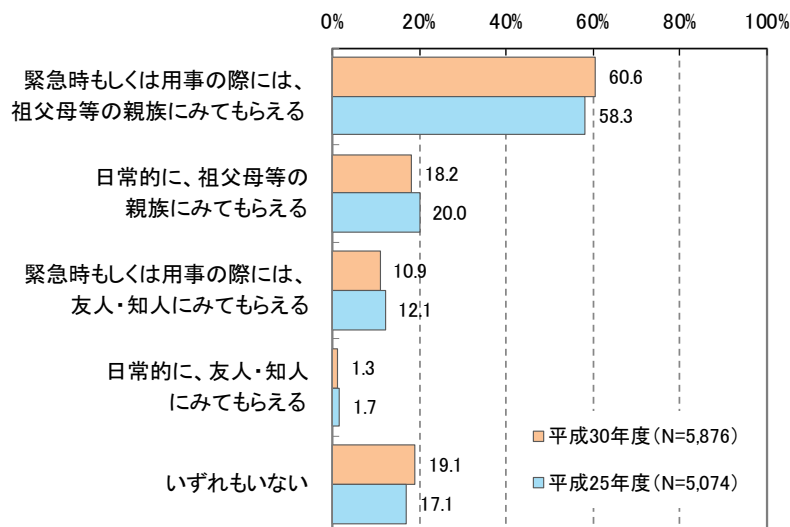
出典：総務省「国勢調査」

乳幼児がいる保護者の世帯分類



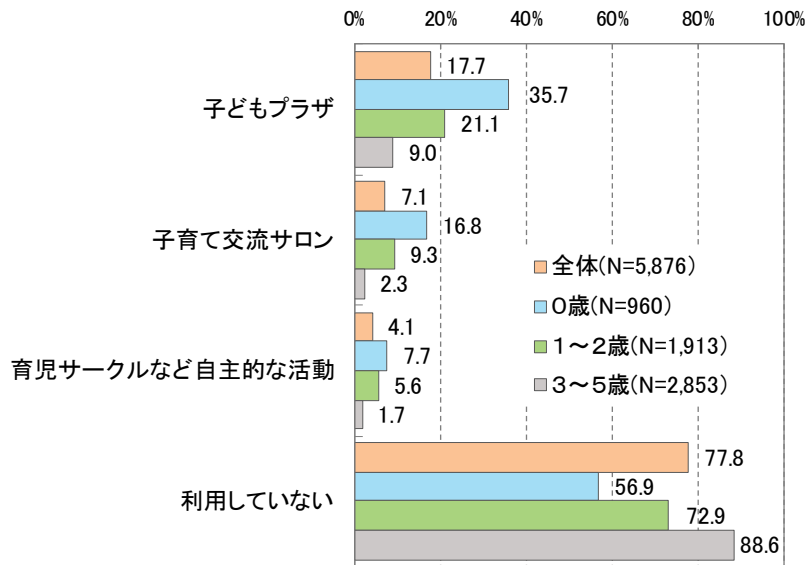
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（乳幼児の保護者）



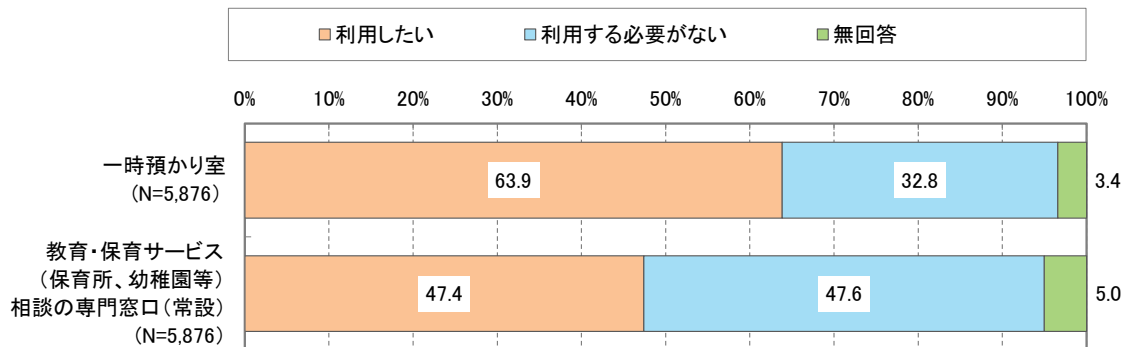
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもプラザ・子育て交流サロン等の利用状況（乳幼児の保護者）



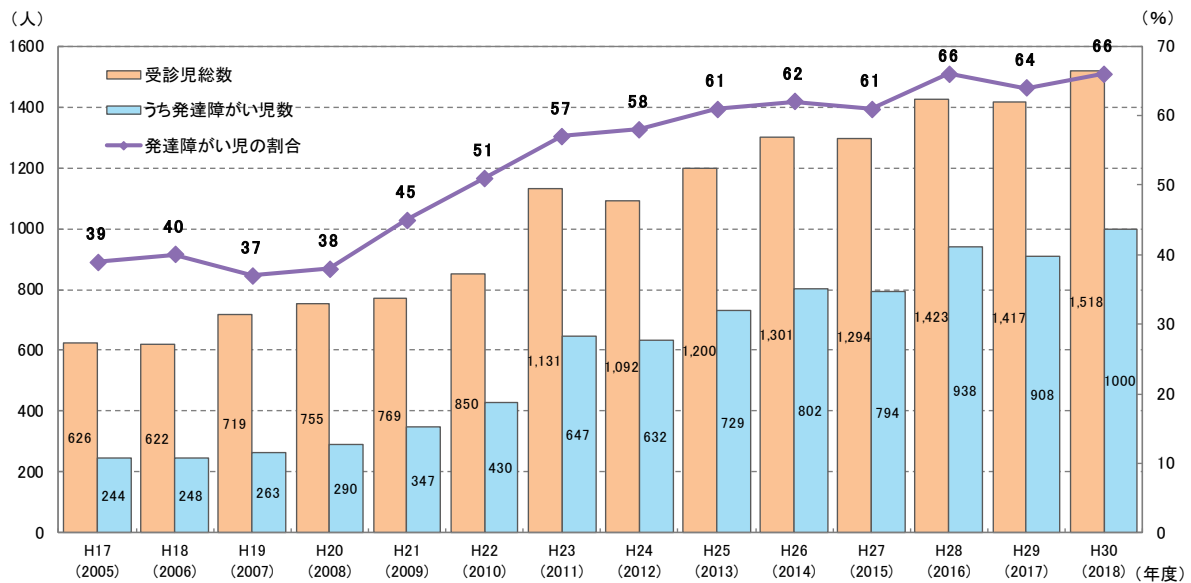
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子どもプラザに次の機能があったら利用したいですか（乳幼児の保護者）



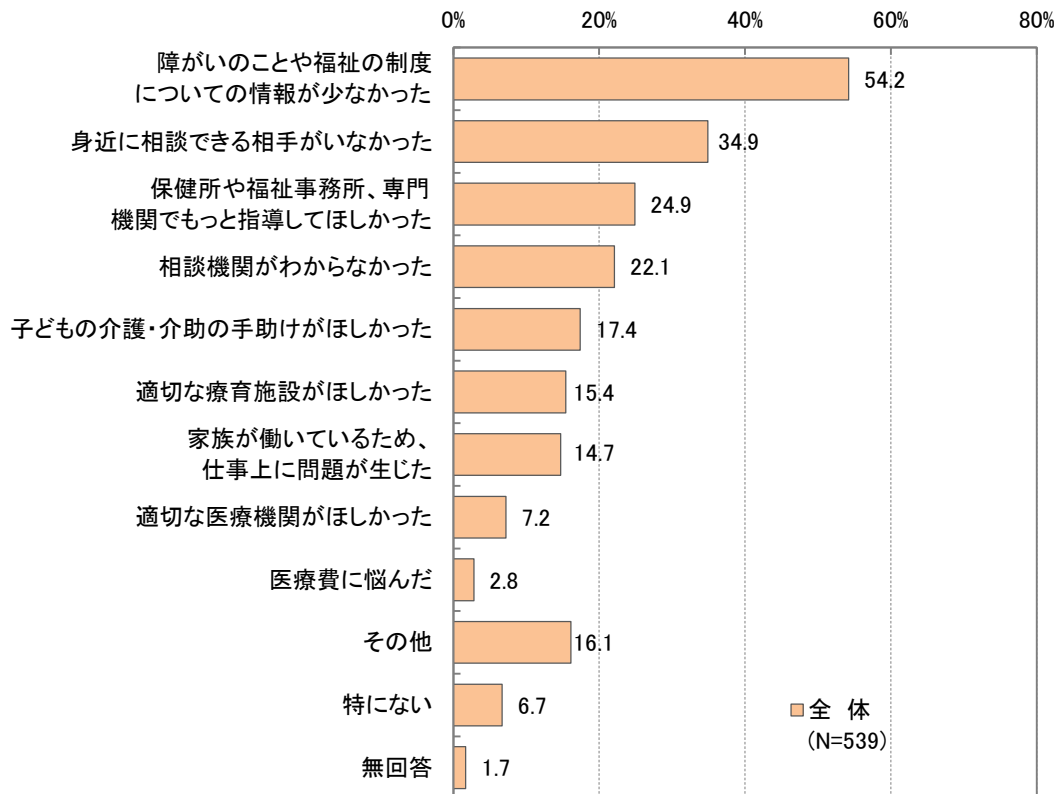
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

療育センター等における新規受診児数の推移



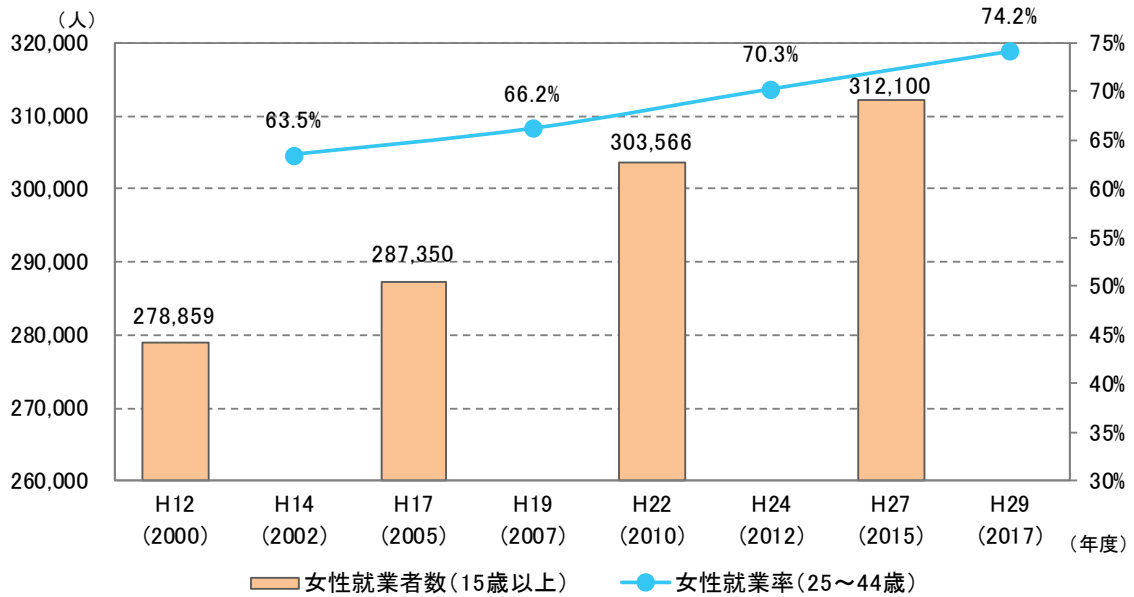
福岡市子ども未来局調べ

障がいの診断・判定を受けた頃の苦勞、悩み、不安



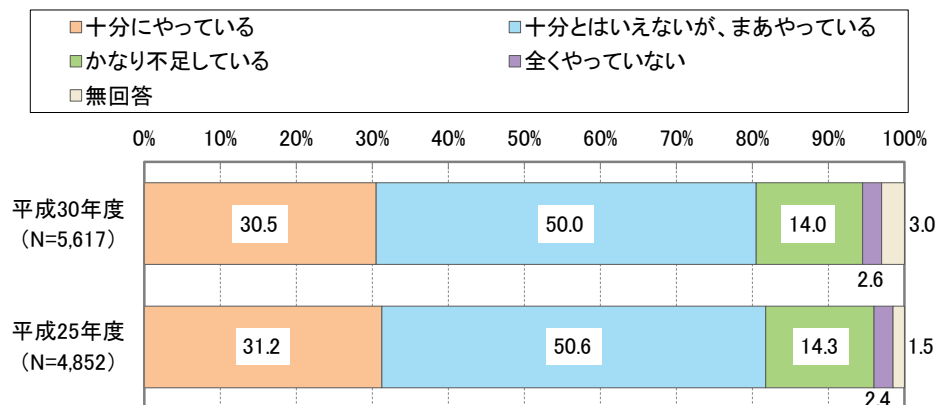
出典：平成28年度 福岡市障がい児・者等実態調査

福岡市の女性就業者数及び女性就業率



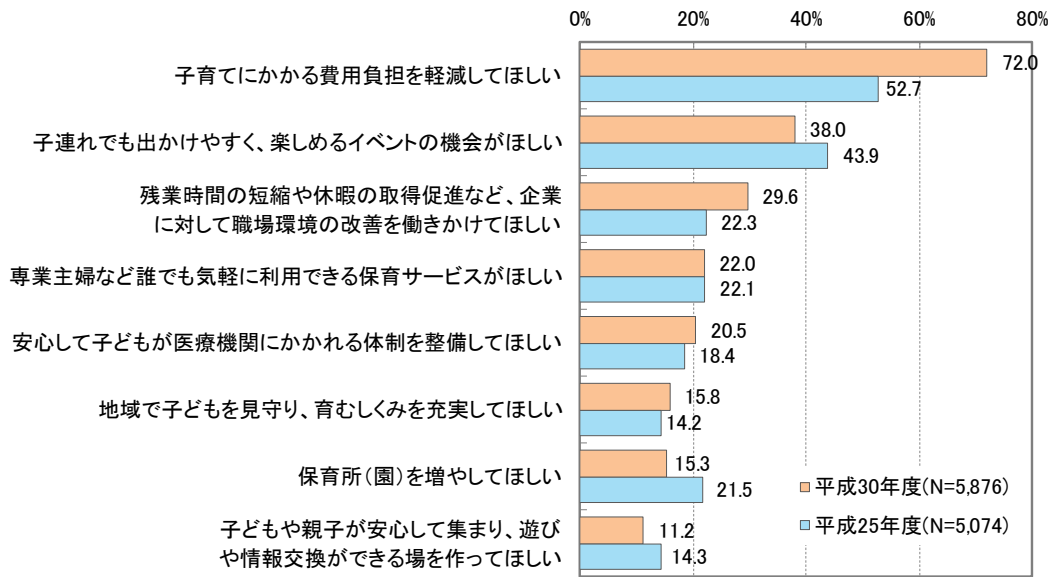
出典：総務省「就業構造基本調査」「国勢調査」

あなたの家庭では、父親はどの程度子育てをしていますか（乳幼児の保護者）



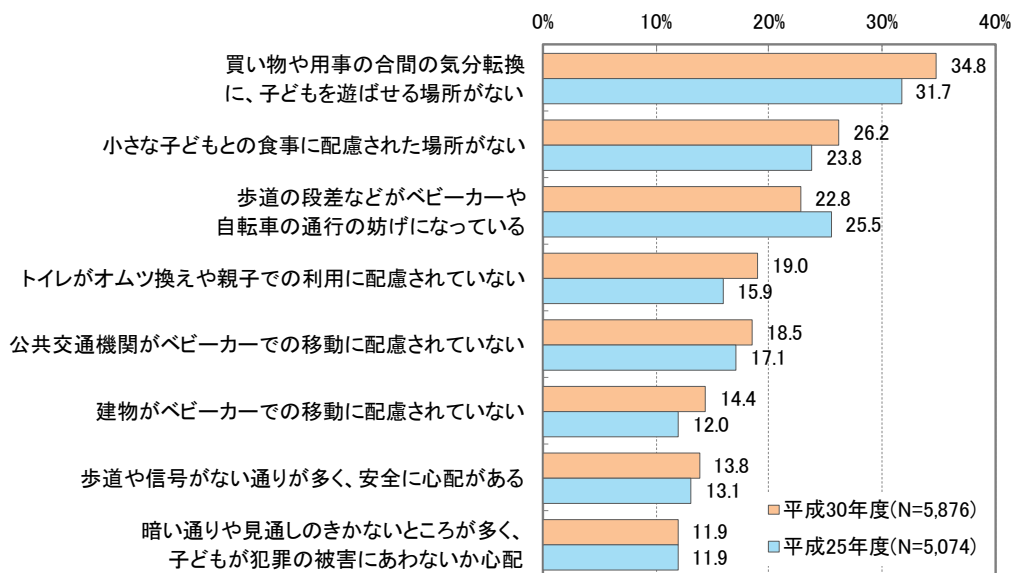
出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 充実してほしい子育て支援（乳幼児の保護者）



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 市内においてお子さんと外出する際、困ること・困ったこと（乳幼児の保護者）



出典：平成30年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

